

## 暮らし続けたい 活力と魅力あふれるまち つやま 津山市都市計画マスタープランを改定しました

問都市計画課 ☎32-2096

急速に進む人口減少や少子高齢化に対応し、持続可能で活力あるまちづくりを進めるため、まちづくりや土地利用のあり方、都市施設の整備など、都市計画の基本的な方針を定める「津山市都市計画マスタープラン」(令和2～12年度)を改定しました。

公表日 令和2年3月31日(火)

閲覧場所 市ホームページ

### 主な目標

- ① 県北の中心都市にふさわしい活力あるまちづくり
- ② コンパクトで持続可能なまちづくり
- ③ 都市施設等の既存ストック\*を活かしたまちづくり
- ④ 歴史・文化と自然を活かしたまちづくり
- ⑤ だれもが安全・安心で暮らしやすいまちづくり



\*今まで整備されてきた道路、公園、上下水道などの都市施設や住宅、商業施設などのこと

津山市都市計画マスタープラン

## 津山広域都市計画(案)の縦覧

問〒708-8501津山市山北520都市計画課 (市役所5階) ☎32-2096

市では、歴史的な建物や町並みの保存に取り組んでいます。

城西地区を伝統的建造物群保存地区に決定するため、計画案の縦覧を行います。意見のある人は意見書を提出してください。

縦覧期間 4月3日(金)～17日(金)の午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 都市計画課、市ホームページ

縦覧内容 城西伝統的建造物群保存地区の決定案  
提出方法 縦覧期間内に、意見書(任意様式)を

郵送または窓口で直接提出する

※意見書を提出できる人は、市民や市に関係がある人に限られます



## 土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧

問課税課資産税係 (市役所2階) ☎32-2016

とき 4月1日(水)～30日(木)午前8時30分～午後5時15分(金曜日は課税課のみ午後7時まで)

ところ 課税課、各支所・出張所地域振興課

内容 令和2年度の固定資産税に係る価格などを記載した「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧

縦覧できる人 納税者本人(共有資産の場合は共有者全員)、納税管理人、納税者の代理人、納税者が亡くなった場合は法定相続人

持ってくるもの 縦覧に来た人を確認できる書類(運転免許証など)

※代理人は、納税者の同意を得ていることが分かる委任状が必要

※法定相続人は納税者との続柄が分かる戸籍謄本などが必要

※各支所・出張所地域振興課では管内の地域のみ縦覧可能

## 移住した人を支援します 移住支援金・就職促進家賃助成

問仕事・移住支援室(津山圏域雇用労働センター内) ☎24-3633

市では、市内に移住した人に支援金の支給や家賃の助成を行っています。要件や申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

### 津山市移住支援金

対象 移住前10年間のうち5年以上かつ直近で1年以上、東京23区に在住または通勤し、申請日から5年以上、市内に在住する予定がある人など

補助金額 単身=60万円、2人以上の世帯=100万円

### 津山市就職促進家賃助成

対象 移住前2年間、津山圏域(津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町)以外の地域に住んでいた人(Uターン就職した学生を含む)

主な要件 ①入居日と転入日が就職日の前後90日以内②津山圏域内の事業所に就職③就職日時点で20歳以上④賃貸住宅の契約者が本人⑤公務員または独立行政法人の職員や役員でない

補助金額 家賃から住宅手当などを引いた残りの額の2分の1を最大1年間助成(月額の上限15,000円) ※20～24歳の人と、18歳以下の子がいる人は増額あり



## 国民年金保険料の改定

問市民窓口課(市役所1階) ☎32-2072、各支所・出張所地域振興課、津山年金事務所(田町) ☎31-2360

保険料(令和2年度) 月額16,540円

支払方法 4月上旬に日本年金機構が送付する納付書で支払う

### 現金で前払い納付すると割引があります

- 2年前前払い保険料=383,210円(14,590円割引)  
※2年前前払いを希望する人は別途申請が必要
- 1年前前払い保険料=194,960円(3,520円割引)
- 6ヵ月前前払い保険料=98,430円(810円割引)

### 付加年金制度

申出書を提出して、保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取ることができます。

## ご利用ください

## 小中学校就学援助制度

問学校教育課(市役所4階) ☎32-2116

市では、経済的な理由により、小・中学校に通う子どもの就学に悩んでいる保護者に、就学のための費用を援助しています。

### 認定要件

- ①生活保護(教育扶助)を受けている
- ②生活保護法に規定する「要保護者」に準ずる程度に経済的に困っている  
(例)・市民税が非課税か均等割のみ課税されている  
・国民年金の保険料が全額免除されている  
・児童扶養手当を受給しているなど

### 援助内容

学用品費、修学旅行費、学校給食費など  
※県立・私立・市外の小・中学校に通う人は、援助内容が異なります  
※申込方法など、詳しくは在籍する学校か学校教育課へご相談ください  
※障害があり、市内の特別支援学級などに通う子どもの保護者に、就学の費用を援助する「特別支援教育就学奨励費制度」もあります